

議事要旨(1) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、「単体財務諸表に関する検討会議」報告書も踏まえながら、のれんの連結及び単体の取扱いについて前回に引き続き検討を行っていただきたい旨の説明があり、審議事項(1)に基づいて、前田専門研究員より具体的な論点の内容に関する説明が行われた。

その後の主な発言内容は以下のとおりである。

事務局は、以下の事項について意見を求めており、主な発言内容における番号は、以下の各事項に関する意見である。

- ① 現行基準における「規則的な償却を行う方法」の考え方、その根拠について、どのように評価するか。
- ② コンバージェンスの観点から、のれんの償却についてどのように考えるか。
- ③ 上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。(⇒非償却にすべきと判断する場合には④についてもご意見をお伺いしたい)
- ④ 仮に連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合、連単一致のコスト（デメリット）と連結先行のコスト（デメリット）を踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。

ある委員より以下の意見があった。

- ① から③ コメントなし。
- ④ 単体ののれんの非償却プラス減損テストを適用した場合、特に会計監査を受けていない中小企業等が適切に減損テストを行うかどうか、その結果、分配可能額の算定が適切に行われるかどうかにつき、会社法の観点から懸念がある。ヨーロッパ諸国の自国基準においてのれんを非償却としている国が少数なのはこうした背景があるのではないかと考えられる。また、会社計算規則上、会計処理はASBJの開発する会計基準に委ねており、ASBJが単体を非償却に決定すると、会社法が別の取扱いを設ける可能性があるリスクも懸念している。

のれんの償却費は一般的に製造原価に影響を与えないことや、単体ののれんは生じるケースが少ないため、連単分離をしてもコスト・デメリットはあまり大きくないと考えられ、むしろ税務上の障害が無いというだけで単体ののれんを償却しないと考えることは慎重にすべきである。

ある委員より以下の意見があった。

- ① どちらとも言えない。なお、経営者は業績評価にあたりのれんの償却費を考慮しないという意見があるが、株主の反応に敏感な経営者は意識しているものと認識している。
- ② 国際ルールに従って、のれんは非償却とすべきである。

- ③ のれんは非償却とすべき。
- ④ 会社法上の利益計算にあたって、減損テストのみでは恣意的になりうる可能性があり、約束事のように規則的に償却の方がその利益額に株主は納得することも考えられる。このため単体については償却、連結については国際ルールに従って非償却が望ましい。

ある委員より以下の意見があった。

- ①IFRS は過度な資産・負債観や公正価値評価に傾斜しており、業績指標としての報告利益の有用性の点で、IFRS と日本基準との間に基本的な概念の差があることが、IFRS の考え方を受け入れにくくしている理由ではないか。のれんのみならず他の基準も含めて整理する必要がある。

また、規則償却をやめて減損テストのみによる場合、十分なリソースを抱えていない企業や監査法人におけるコスト・ベネフィットを十分配慮する必要がある。

- ② のれんの会計処理は国際的な会計基準との大きな差異の一つであるため、統一することが望ましい。
- ③ のれんは非償却にすべき
- ④ 単体は規則償却でもかまわないが、連結は非償却・減損のみという方向性の考えである。IFRS を受け入れることについて正式に議論を開始し、多くの意見を求める必要があり、それを踏まえて最終判断を下せば良いのではないか。

ある委員より以下の意見があった。

- ①のれんの価値が永続的にあると考えるのは難しいが、償却期間を決めること自体には恣意性が入りやすいため、定期的に減損テストをすることが望ましい。のれんの償却費を重視する経営者はいるが、その点をもって規則償却が良いとは限らない。
- ②IASB も米国基準も非償却なので、コンバージェンスの観点から非償却が望ましい。
- ③のれんは非償却が望ましい。
- ④減損処理は恣意性が入る恐れがあるが、規則償却した場合も償却期間の決定に恣意性が入る可能性がある。このため、いずれの方法も恣意性が入る可能性があり、その点について両者は大きく変わらないと考える。このため、単体も非償却が望ましい。

ある委員より以下の意見があった。

- ①のれんの償却・非償却の議論については、企業結合会計基準の開発当初から、十分議論されている。また、財務諸表利用者の立場からは、のれん償却前の利益とのれん償却後の利益の両方を見ており、情報の有用性の観点から、どちらか一方が有用性が高いとは一概に言えない。
- ②グローバルにおいて代表的な会計基準である米国基準と IFRS が非償却で一致しているた

め、コンバージェンスの観点から連結は非償却とすべきである。

③のれんは非償却が望ましい。

④連単一致のコスト・セービングな観点、連結を作成していない上場会社の単体の情報価値の観点から、連単一致の方が望ましい。しかし、幅広く非上場会社に適用される点を考慮すれば、連結先行について強く否定するつもりはない。なお、IFRSのSMEは償却しており、簡便法という形で償却を認める建付けも検討に値するのではないか。

ある委員より以下の意見があった。

①企業の経営管理の立場から 減損テスト自体、将来CFの見積りなど恣意的になる要素を含んでいる。このため、償却が適切と考えている。

②コンバージェンスの観点のみでのれんを非償却と判断することについて懸念がある。

③のれんの償却が適切である。

前回の意見も踏まえて各委員及びオブザーバーより以下の意見があった。

- 欧州各国の自国基準は理論的根拠から償却を採用している訳ではなく、むしろ商法の債権者保護や配当可能利益の算定上の観点が背景にあると考えられる。のれん自体は伝統的に換金可能性がなく、単独で処分できない。のれんの価値が減価しているにもかかわらず資産として残ってしまう懸念に対処するため、償却処理が採用されたのではないかと考えられる。減損処理を適切に行い適正な価値で評価することによって、債権者保護の問題を解決する考え方はこれまで無かったと理解している。

会社法の分配規制上、のれんは超過収益力を資本還元した位置付けではなく、単に計算上の差額として考えられていることや、無形資産の会計基準が十分に整備されていないため、のれんの金額が比較的多額になる可能性があったことから、現在の1/2規制が採用されたのではないかと考えられる。

一方、借地権や電話加入権のように事実上非償却を認めてきた無形資産があるが、これは該当資産が限定され、その金額が小さかったため、議論が生じなかったと考えられる。ヨーロッパでもこの点について問題になったと聞いたことはない。

- 有形固定資産の減価償却とのれんの償却は、性格がまったく異なるものである。有形固定資産は、物的資産への投資であって、ある程度の信頼性をもって価値減価のパターンや耐用年数を見積もることができる。一方、のれんは有形固定資産と違って事業への投資から生じたものである。従って、場合によっては価値が増加する可能性もあり、その償却年数や価値減価のパターンも予測不能である。このため、一定期間に渡る規則的な償却はなじまない。

非償却プラス減損のみとした場合、事業環境の変化に伴い一気に損失が表面化し不安定さが増すという意見があるが、そういう状況の時にこそ、平時の規則償却を続けるので

はなく、適切な減損によってそういう損失を計上して、適切に状況を開示することが投資家に対する義務と考える。コンバージェンスの観点からは、IFRS と米国基準がコンバージェンスしているかどうかには関係なく、どの考え方が会計上適切かという観点からコンバージェンスするかどうかを決めれば良いと考えている。従って、IFRS へのコンバージェンスによって、より適切と思われる非償却プラス厳格な減損処理にするべきと思う。

準拠性・基準性の原則の観点からは、本来連単一致が望ましいと考えるが、単体検討会議の意見を十分斟酌することになっているので、当面の間は連結先行もやむなしと考えている

- のれんの償却年数が見積り不能という意見があるが、減損テストの際の将来キャッシュ・フローの見積りが可能であるならば、償却期間の見積りも可能であると考えられる。
- 企業結合時の株価は市況の影響も受けるので、のれんは必ずしも超過収益力のみを表しておらず、差額概念と考えられ、将来競争相手が市場に参入してくることにより、その価値は減価していくと通常考えられる。このため、のれんの費用配分（償却・償却プラス減損・減損）の点から考察することが望ましい。

企業結合後、のれんは各事業に割り振って減損テストを行うので、自己創設のれんの部分も含まれてくる可能性があり、自己創設のれんの計上を極力排除するという考え方に立脚すれば、のれんを償却せず減損テストのみだけでは不十分と考える。購入のれんの償却を行わないと、その減価分について自己創設のれんが実質的に計上されることになると思う。

のれんの償却費とのれんを維持する費用の性格は異なり、費用の二重計上の批判は当たらないと考える。

- 会社法や税法など現状の制度を前提にコンバージェンスを進めるには、上場会社の連結は国際ルールに従うべきであり、連結先行よりも連単分離が望ましい。日本の文化に根差した会計を守るならば、単体で日本基準を守ればよい。
- 償却・非償却のいずれの考え方も適切であると考えられるが、のれんを償却した場合、日本独自の路線を打ち出すことになるため国際戦略上の位置付けも踏まえて慎重に検討する必要がある。また、今後 IFRS を適用する企業の単体財務諸表の取扱いとの関係についても整理する必要があると考える。
- 減価償却の論点を除いて、連結については概ねコンセンサスが得られたのではないかと。また、日本の基準はこれまで連単一致で開発されてきた経緯があり、連単分離を行う場合には強い理屈付けが必要になってくことや、単体ののれんは営業譲受け・合併の時に発生するだけでケースが少ないことに加えて、懸念されている中小企業への適用も大きな影響を及ぼす問題とは考えにくいことから、連単一致が望ましい。

上記に対して、事務局から以下の説明が行われた。

連結先行する場合、その理由を結論の背景などで明示していく必要がある。一つの根拠として中小企業へ配慮する意見が挙げられたが、今までの日本基準でそれを理由に適用を行わなかったことはなく、何を根拠とするかどうかは慎重に検討する必要があると考えられる。また、単体検討会議の意見でもあったように、会計上の考え方について意見が割れている中、国際化という理由だけで決めてよいのか、単体は現行基準を維持して連結はコンバージェンスを図ると割り切った結論が可能なのかについては大いに懸念がある。

以上